

税 務 課 長  
資 産 税 課 長  
総 務 課 長 殿  
管 財 課 長  
公 営 企 業 管 理 者

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 平井 充則

**NOMA行政管理講座開催(ご案内)**

新任担当者のための  
**わかりやすい固定資産税(償却資産)実務入門**  
◇初めて学ぶ!減価償却のポイントと  
固定資産税の課税客体・評価・課税から実地調査まで◇  
**<2019年5月16日(木)・17日(金)>**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「公平・中立」であるべき租税制度における償却資産把握の体制は市町村によって異なっており、課税の公平性を懸念する声があります。こうした状況は、不申告者への適法な対応がなされていないという疑念にもつながりかねません。

本セミナーでは、償却資産担当の方々に実務を基本から理解いただくため、法人税減価償却制度、簿記会計の基礎知識、固定資産税(償却資産の仕組み)、課税漏れおよび償却資産の「把握・補足」、実地調査のポイントなどを、実務に即してわかりやすく解説いたします。また、家屋と償却資産の区分について実際に見積書から拾い出しを行うことで、評価と課税を適正かつ公正に行うためのスキルを身につけていただきます。

時節柄公務でご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬 具

講座の  
ねらい

- 法人税減価償却制度の基本
- 課税客体についての事例研究  
-見積書からの課税客体の拾い出し<5,000㎡超の事務所ビル>-
- 不申告者への対応
- 税会計上の減価償却資産との取扱いの相違
- 固定資産税(償却資産)の帳簿調査

記

日 時：2019年5月16日(木) 13:00～17:00  
5月17日(金) 9:30～16:30  
(12:00から受付)

講 師：税理士 小川 正己氏

会 場：日本経営協会内専用教室  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)

参加料：会員(1名) 29,000円 } 31,320円  
(負担金) 消費税 2,320円 }  
一般(1名) 32,000円 } 34,560円  
消費税 2,560円 }



申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。

②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。

- ・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
- ・お申込みは開催日の3営業日前までをお願いいたします。
- ・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

## ▶プログラム◀

- I 初めて学ぶ減価償却制度
- 1 減価償却の基本となる決まり
    - (1) 減価償却とは
      - ① 資産の価値が少なくなった分を費用にします
      - ② その費用が大きくなれば税金が少なくなります
      - ③ 資産を買った時の代金は支出時に費用処理はできません
      - ④ それでは何時費用処理をするのですか
    - (2) 減価償却資産の範囲
      - ① 償却対象資産は大きく分けて3分類できます
      - ② どんな資産が減価償却資産ですか
    - (3) 減価償却できない資産は
      - ① 使用や時の経過により減少しないものとは
      - ② 希少価値のある古美術品とは
      - ③ 事業の用に使用していない資産は
  - 2 取得価格とは
    - (1) 購入した場合
    - (2) 自己が建設、製作、製造した場合
    - (3) 取得価額に含めなくてもよい付随費用とは
    - (4) 税込経理・税抜き経理とは
    - (5) 取得価額によって異なる処理とは
      - ① 少額減価償却資産とは
      - ② 一括償却資産とは
      - ③ 取得価額30万未満の資産とは
  - 3 減価償却費の計算
    - (1) 償却限度額とは
    - (2) 償却方法
      - ① 定額法
      - ② 定率法
    - (3) 耐用年数
      - ① 法定耐用年数
      - ② 中古資産の耐用年数
  - 4 損金経理
    - (1) 減価償却費を損金に算入する要件
    - (2) 会計上と税務上の共通点と相違点は
      - ① 会計上の費用計上額と損金算入額が相違する場合があります
      - ② 損金算入額はどのように決まるのですか
  - 5 資本的支出
    - (1) 資本的支出は資産となります
    - (2) 修繕費の考え方は
- II 帳簿調査に必要な簿記
- 1 簿記の基礎知識
  - 2 仕訳帳
  - 3 勘定科目の名前と内容

- I 固定資産税(償却資産)の概要
- 1 固定資産税としての償却資産
  - 2 税務会計上の減価償却資産の取扱いとの相違
- II 課税客体
- 1 家屋とは
  - 2 償却資産の課税客体  
見積書からの拾い出し(5,000㎡程度の事務所ビル)の事例研究
  - 3 家屋と償却資産の区分
  - 4 土地と償却資産の区分
- IV 償却資産の課税の仕組み
- 1 課税要件
  - 2 償却資産の申告
- V 償却資産の評価
- 1 評価の基本
  - 2 評価の三要素
  - 3 評価額の最低限度
- VI 実地調査
- 1 実地調査について
    - (1) 実地調査計画
    - (2) 調査対象家屋の選定
    - (3) 事前準備及び事前調査
  - 2 実地調査の実施
    - (1) 帳簿調査の流れ
    - (2) 実地調査の実施
  - 3 不申告者への対応
    - (1) 申告なしでも課税できますか
    - (2) 課税ができる条件はありますか
    - (3) 推計課税についての注意事項

## 講師紹介

税理士 小川 正己 氏

2005年3月 東京都を退職

同年7月 小川正己税理士事務所を開設

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60012446 『わかりやすい固定資産税(償却資産)実務入門』参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2019.5/16~17

会員  一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	( )	内線	<ご連絡担当者>
		FAX	( )		
所在地	〒				所属
フリガナ		所属部課		経験	フリガナ
参加者氏名		役職名		年数	氏名
				ケ月	メールアドレス
フリガナ		所属部課		経験	<通信欄>
参加者氏名		役職名		年数	
				ケ月	
フリガナ		所属部課		経験	
参加者氏名		役職名		年数	
				ケ月	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)